

第4章_意見一覧

② 自治組織に関する視点（第4章）

➤ 住民自治協議会の権能や責務の規定

- 解散権がない。
- 県内の組織条例では市が解散権を持っているところもあるが、伊賀の場合、それは住民が決めるものであって、組織条例で市に解散権を持たすのはいかなものかと思う。
- 自治協のあるべき姿、どんな活動をするものなのか条例で明確化してもらいたい。
- 26条の2の検討が必要。

【H24 改正案】

（住民自治協議会の役割と責務）

第 26 条の2 住民自治協議会は、まちづくりに関する情報を会員相互に共有するとともに会員がまちづくりに参加しやすい環境を整備するように努めなければならない。

2 住民自治協議会が、前条第1項から第4項までの規定に基づく権能を行使する場合は、会員への情報提供及び情報収集を行いその協議過程を公表し、決定した内容を地域内で情報共有した上で行使しなければならない。

3 住民自治協議会は、第 28 条に規定する地域まちづくり計画を策定又は変更する場合は、会員が意見を述べる機会を設けなければならない。

4 住民自治協議会は、協議及び事業に関して、会員に対して説明責任を果たさなければならない。

➤ 住民自治地区連合会の規定

- 情報共有をしながら一緒に物事を進めて行くためにも、情報交換の場としてだけでは駄目だと思う。
- 地域連合会の中で情報交換等をしているが、行政からの連絡事項ばかりで、下からの意見を吸い上げていくことができておらず活動が滞りがちな部分がある。
- 市全体の話、各自治協の話の中間として、支所単位のこういった委員会は残してほしい。自治協、まち協の連絡会のようなものを条例の中で定めていただきたい。

➤ 地域振興委員会の規定

- 自治協が機能不全に陥った時、またはエリアを変えて自治協を作る時のしくみが条例で必要。地域振興委員会は残しながら、新たな機能を付与していく。

- 自治協が解散等した場合の手立てとして地域振興委員会は一定の機能を持つのではないかと。解散した際に何らかの形で手立ては残しておくべき。
- 少子高齢化により今後、近隣の自治協で合併するなどする時に、地域振興委員会が舵をとっていくことも必要だろう。
- 地域振興委員会の当初の役割は終わったということは共通の認識。一方で機能不全、合併を考える際にサポートする機関が必要となるのではないかとという課題がある中で、慎重な議論が必要。

➤ **住民自治協議会の詳細については別条例**

- 組織の規定を別に定めることは概ね合意しているところ。
- 地域連携部も参画いただいた中で審議するべきだろう。
- 実際に住民自治協議会を運営する中で、全ての活動の根拠が理念条例ではやりにくい部分があるので、できれば政策条例的なものを分けてもらう方がやりやすいだろう。活動の拠り所をもう少し明確にできるような形の条例が必要だと思う。

➤ **その他**

- 補完性の原理の中で支所の機能をどのように位置付けるか。
- 基礎自治体と自治協に補完性の原則が成り立つのか。補完というより支援や協力という方が良い。
- 補完性の原則は自立を非常に促す制度で、そうではなく協働的に助けてもらわないとどうにも動けない。
- 自治協と市との補完関係をどう考えていくか検討が必要。
- 国の法整備（労働者協同組合法等）も見据えながら、住民自治協議会の活動をうまくアシストするような条例を作っていないといけない。
- 理念条例とする自治基本条例と、組織条例あるいは施策条例を両にらみで審議していく必要がある。
- 出た意見については地域連携部と共有いただきたい。

＜審議会⇒事務局＞

- 何を組織条例に移行するか整理したものを提示してほしい。
- 今の形から見ると、こういうイメージになるというものを提示する